

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（収集、運搬又は保管の禁止等）

第17条の2 市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に基づき定められた場所に排出されたもの（以下「家庭系ごみ」という。）の収集、運搬又は保管（以下「収集等」という。）を行ってはならない。

2 集団回収を実施する団体又はその構成員が資源物を譲渡する契約をした者以外の者は、当該団体が資源物を収集し、又は保管する場所として市長に届け出た場所に持ち出された資源物の収集等を行ってはならない。

3 市長は、前2項の規定に違反した者に対し、家庭系ごみ又は資源物の収集等を中止すること、当該収集等に係る家庭系ごみ又は資源物の返還その他の必要な措置を採ること、及び家庭系ごみ又は資源物の収集等を行わないことを命じることができる。

（買取りの禁止等）

第17条の3 何人も、前条第1項の規定に違反した収集等に係る家庭系ごみ及び同条第2項の規定に違反した収集等に係る資源物を買取ってはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、その違反行為をしてはならない旨の勧告をすることができる。

3 市長は、前項に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その者の名称又は氏名及び違反の内容を、規則で定めるところにより公表することができる。

4 第15条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

第7章 罰則

第42条 第17条の2第3項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。